

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22

協議令ヲ削  
借シ  
夕  
ニ  
参  
令  
シ  
夕  
ル  
被  
警  
理  
職  
工  
的

2  
ニ百五十名ニ達シ会社側ニ対スル抗争対策ニ付  
キ協議スル所アリ

1  
之ヲ要スルニ三菱長崎造船所職工ノ整理ハ前後

3  
数回ニ亘リ実施シタルモ解雇争奪ハ従来他地方

6  
ニ比シ著シク高額ニシテ今回ノ解雇争奪ニ際

7  
八十万円以上ノ見込ニテ決シテ不当解雇ニ非

8  
ラホルバク而シテ以上ノ如ク労働要視察人等ノ

9  
一味ハ一部被整理職工ト謀リ対抗策ヲ講ジ更ニ

10  
抗争的  
要求スルコトアルモ会社側ノ断シテ之ニ

No. 13  
30